

## 「高雄市旅行公会冬季国際旅展」出展業務 要求水準書

この要求水準書は、山形市（以下「本市」とする。）が目指す台湾からのインバウンド誘客の促進に向けて、「高雄市旅行公会冬季国際旅展」出展業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり必要な事項を指示するものとする。

### 1 業務委託名

「高雄市旅行公会冬季国際旅展」出展業務委託

### 2 履行場所

台湾、本市ほか

### 3 委託期間

契約締結の日から令和8年11月30日まで

### 4 業務の目的

本市では、持続可能なまちづくりを推進するため、観光による地域経済の活性化に取り組んでいる。インバウンド誘客の促進に向けては、アジア圏においても重点的に海外プロモーションを展開しており、本市では台湾を戦略市場として位置付け誘客を推進している。

とりわけ台湾市場については、海外旅行者のほとんどが訪日旅行経験者である成熟した市場であり、本市へのインバウンド旅行者総数のうち7割弱を占めている。なかでも高雄市は2025年7月に仙台空港への定期便も新規就航しており、台湾における新たなマーケットとして期待される市場である。

これらを踏まえ、本業務では台湾において開催される「高雄市旅行公会冬季国際旅展」への出展及びプロモーションを通じて、本市の認知度向上及び誘客促進を図るとともに、蔵王温泉スキー場や山寺をフックとした市内観光の回遊性向上につなげ、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

### 5 業務内容

受託者は、本業務の目的を踏まえ、「高雄市旅行公会冬季国際旅展」への出展に係る以下の業務を行うものとする。

#### (1) ブースの設置、装飾、運営及び撤去

令和8年10月2日（金）から令和8年10月5日（月）までに開催される「高雄市旅行公会冬季国際旅展」への出展にあたり、以下のとおりブースの設置、装飾、運営及び撤去を行うこと。

なお、業務の実施にあたっては、事前に本市と協議の上、実施すること。

## ア 出展に係る手続き

「高雄市旅行公会冬季国際旅展」への出展の手配は本市が行い、出展料は令和8年8月末までに主催者（高雄市旅行商業同業公会）あて委託料に含め支払い手続きを行うこと。なお、本市が手配するブースはゾーンD（1ブース、3m×3m）であり、出展料は早期申込割引が適用されることからNTD60,000から20%引きした額を支払うものである。

## イ ブースの設置

手配したブースにおいて、壁面パネル等の装飾を行うこと。

また、装飾に係る費用は委託料に含めることができるものとする。

なお、出展費用には次の備品等が含まれる。その他疑義が生じた場合は、主催者に照会すること。

- ・受付カウンター（100cm×50cm×75cm）
- ・ライト×3灯
- ・折り畳み椅子×1
- ・カーペット
- ・社名板+小間番号札
- ・110V/5A コンセント1個（ブレーカー別途申込。電力が基本供給の500W以上使用する場合、超過料金の請求あり。）

## ウ ブースの運営

出展ブースの運営を行うこと。なお、運営補助を行うため、本市職員1名が参加するものとする。（当該本市職員に係る旅費は委託料に含めない。）

## エ 備品等及び通訳の手配

出展費用に含まれる備品の他、ブース運営に必要な備品、機材及び通訳を手配すること。なお、通訳は1日につき2名以上配置するものとする。

## (2) 社員の随行

「高雄市旅行公会冬季国際旅展」への出展及び現地でのコーディネートにあたり、受託者の社員最低1名以上が随行するものとする。なお、当該随行者の旅費は委託料に含めることができる。

## (3) パンフレット等の海外輸送

会場等で使用するパンフレット、ノベルティ等について、日本から現地への輸送を行うこと。

## (4) 通信機器等の手配

現地での業務実施に必要な通信機器等を手配すること。

## 6 成果物等の作成及び提出

本業務が完了したときは、速やかに以下の成果物を提出すること。

### (1) 成果物

事業完了報告書（任意様式）

データ（PDF形式）のほか、紙媒体で正副各1部を提出すること。

(2) 委託業務完了報告書

本市が指定する様式によること。

(3) 提出期限

令和8年11月30日（月）

## 7 業務の再委託

再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託を受託する者は、本業務で課される遵守すべき事項を守らなければならない。遵守事項に違反した場合は、受託者が賠償責任を負うものとする。

## 8 守秘義務

(1) 本業務の履行に関して知り得た事項は第三者に漏らしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。

(2) 本業務の履行に関して知り得た事項を役員・従業員等であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外に漏えい又は開示してはならない。

## 9 知的財産権の帰属等

(1) 本業務の成果物について、受託者は、本業務の受託以前に受託者が権利を有するものを除き、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第22条、第22条の2、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28章に定める権利を含む全ての著作権を本市に無償で譲渡するものとし、本市が独占的に使用するものとする。

(2) 受託者は、本市及び第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、本市と協議すること。

(3) 本業務の実施に必要となる第三者が権利を有する工業所有権及び著作権等については、全て受託者の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承認等に係る一切の手続きを行うこと。なお、この場合、受託者は、当該著作権者の仕様許諾条件につき、本市の承認を得ること。

(4) 本要求水準書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理をすること。

## 10 その他

(1) 業務の実施にあたっては、随時本市と協議するものとする。

(2) 受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合、受託

者はその損害を賠償すること。